

お知らせ

気象台からのお知らせ

1 気象観測施設の届出

気象庁以外の機関等においても、災害の防止や軽減、交通の安全確保、農業をはじめとする各種産業での利用などを目的として気象観測が行われています。これらのうち、観測成果を公に発表したり、防災活動に利用したりするときは、気象観測施設の設置場所や観測の種目などを気象台に届出なければなりません。これは、観測技術の統一や観測データの相互利用の促進を図るためです。また、これらの観測に使用する気象測器においては、検定に合格した測器を使用する必要があるため、届出の際に検定期日を確認する必要があります。

なお、研究や教育を目的とした気象観測や、臨時に行う気象観測などは届出の必要がありません。また、気象台では届出観測所に対して気象観測の実施方法や観測環境に関する助言等を行います。

気象観測施設を設置、変更および廃止したときは、30日以内に以下の書類を、当該気象観測所の設置場所を担当区域とする各県の気象台長に提出する必要があります。届出書は、持参、郵送、FAX、電子媒体、メールで受け付けるほか、インターネットを利用した電子政府の「国土交通省オンライン申請システム」でも受け付けています。

(1) 気象観測施設を設置したとき

＜気象観測施設設置届出書＞

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①届出者の氏名または名称および住所 | ⑤観測施設（観測測器の種類など）の明細 |
| ②事業所（観測施設）の名称および所在地 | ⑥観測の種目、観測時刻 |
| ③観測施設の所在地（緯度・経度と標高） | ⑦観測の開始期日 |
| ④観測の目的 | |

(2) 設置届の記載内容に変更があったとき

＜気象観測施設設置変更届出書＞

- | | |
|-------------------|----------|
| ①届出者の氏名または名称および住所 | ③観測の開始期日 |
| ②変更事項（変更内容・事由） | |

(3) 気象観測施設を廃止したとき

＜気象観測施設廃止届出書＞

- ①届出者の氏名または名称および住所
- ②事業所（観測施設を設置して観測を実施していたところ）の名称および所在地
- ③廃止した観測施設（廃止した観測施設の名称および観測測器など）
- ④廃止の期日
- ⑤廃止の理由

※ 観測施設の届出に関する詳しいことについては、最寄りの気象台へお尋ねください。
また、気象庁のホームページでも解説していますのでご利用ください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shinsei/onestop/index.html>